

# 12月4日～10日は人権週間

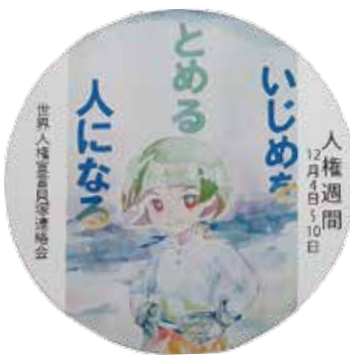
## 大切な人権について改めて考えましょう

1948(昭和23)年、国連で「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、毎年12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権意識を高める啓発活動が全国的に行われています。

人権は、人が人らしく生きる権利で、誰もが生まれながらに持つ権利です。人権は誰にとっても身近で大切なものであり、互いに人権を尊重し、幸せを思いやることによって日々守られます。この機会に人権について改めて考えましょう。



人権週間の取組みの一つとして、水間電車のヘッドマークデザインに市内の生徒による「人権ポスター」の作品が装着されます(一部の車両)。  
今年度は第四中学校3年の宮田紗希さん(写真)の作品です。  
12月10日までの期間、水間電車を見かけたときは、ぜひご覧ください。



### 作品に込めた思い 宮田紗希さん

「作品は『いじめ』をテーマにして描きました。いじめを止めるきっかけを作ることができたら素敵だなあと思い、みんなが前向きな気持ちになれるようにと思いを込めて制作しました。文字や色を決めることに悩んだり、描くのに難しいところもありましたが、自分でも納得のいく作品に仕上げることができて満足しています」

## 生徒作品の人権ポスターを 水間電車のヘッドマークに採用

新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐怖を解消するために、正確な情報を信用してしまおうことがあります。どんな場合でもあつても、不当な差別や偏見は許されるものではありません。国や自治体が提供している正確な情報に基づき、人権に配慮した冷静な

新型コロナウイルス感染症の感染経路は様々であり、誰もが感染者や濃厚接触者になりうる可能性があります。互いを思いやる気持ち、感染リスクに直面しながら従事しているかたがたへの感謝の気持ちを持つことが大切です。

正確な情報に基づき  
冷静な行動を

一人ひとりが思いやりを  
持ちましょう

行動をお願いします。

### 【相談窓口】

一人で悩まずご相談ください。いずれも祝日、年末年始を除きます。

◆人権政策課 人権相談

☎072-433-7160

日時 月～金曜、午前8時45分～午後5時

◆法務省みんなの人権110番

☎0570-003-110

日時 月～金曜、午前8時30分～午後5時15分

◆法務省子どもの人権110番

☎0120-007-110

日時 月～金曜、午前8時30分～午後5時15分

◆法務省外国人のための人権相談

☎0570-090-911

日時 月～金曜、午前9時～午後5時

◆インターネット人権相談

パソコンやスマートフォン・携帯電話で

「インターネット人権相談」と検索してください。

ともに生きる

# ストップ！コロナ差別

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見は許せません

【問合せ先】

人権政策課 ☎072・433・7160

STOP!



## 学校教育における「新型コロナウイルス感染症」に関連した学習

問合せ先 学校教育課 ☎072-433-7113

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月2日から始まった臨時休業が5月末まで続き、6月1日からの分散登校を経て、ようやく6月15日から通常通りの全面再開となりました。

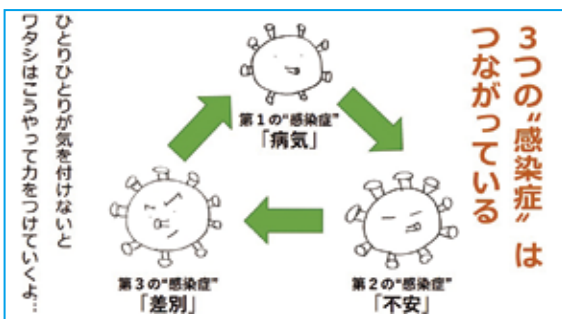
そのような中、日本を含む世界中で、未知の感染症に対する不安や恐れから、感染者やその家族、医療従事者、さらには特定の国や地域の人々への差別や偏見が起きています。

テレビやインターネットを通じて、うわさや誤った情報を含め、様々な情報が飛び交う中、子どもたちが差別や偏見の加害者にも被害者にもなることがないように、市では、全小中学校で新型コロナウイルス感染症に関する取組みを行っています。

不安やストレスを抱え、不安定な状態にある子どもたちにしっかりと寄り添い、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と、周囲の人々への適切なかかわり方について、各校の実態や子どもの発達段階に応じ、表のような取組みを実施しました。

小中学校における取組み	
うれしい・あんしん・困惑・おそれなどの表情が描かれたイラストを使用して、子どもたちが自分の気持ちを表現する。	
ずっと眠ることができる・ご飯がおいしい・体の調子が悪い・いらいらしたりするなどの質問が入った生活アンケートを行い、子どもたちの気持ちを把握する。	
紙芝居をもとにした動画を作成し、新型コロナウイルスについての正しい知識や周囲の人々への適切なかかわり方を学ぶ。	
大阪府医師会学校医部会や日本赤十字社の資料を用いて、新型コロナウイルスについての正しい知識や周囲の人々への適切なかかわり方を学ぶ。	

東小学校の授業の様子  
（「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」の実践）



▲3つの感染症人の心の中の意識（「日本赤十字社」より）

## パートナーシップ宣誓書 受領証を交付しました

パートナーシップ制度を創設して初めてのパートナーが10月27日に誕生しました。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティ(性的少数者)であるパートナーであつて、互いをその人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束した二人から、パートナーシップの宣誓があつた場合、宣誓書受領証を交付することにより、市が公的に証明するものです。

お二人から貝塚市パートナーシップ宣誓書の提出があり、本市から宣誓書受領証とともに、お祝いとして、かいつか結婚お祝いチケットを贈呈しました。これからの人生を支えあい歩まれるお二人の末永いご幸福を祈念します。

まだまだ性的マイノリティのかたに対する偏見や差別があり、苦しんでいるかたがいます。市では、だれもが互いを認め合い尊重する社会実現のため、セミナーの開催など啓発活動を推進し、すべての市民の尊厳と権利が平等に守られる豊かな人権文化を創造できる社会の実現を目指します。

問合せ先 人権政策課 ☎072-433-7160